

出雲市建築物耐震改修促進計画（追補）

平成31年（2019）3月

出 雲 市

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀等の倒壊により重大な被害が発生したことを受け、出雲市建築物耐震改修促進計画に次の事項を追加する。

第1章 追加補足なし

第2章 追加補足なし

第3章 追加補足なし

第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（基本施策1）

2-3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する施策

（1）建築物以外の地震予防対策

「① ブロック塀の安全対策」を「①-1 ブロック塀の安全対策」に改め、①-1の次に、次の事項（枠内）を追加する。

①-2 ブロック塀等の安全確保事業

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、住民避難や緊急車両の通行を確保するため、避難路等の沿道に建つ危険性の高いブロック塀等の撤去等に対して支援を行う「ブロック塀等の安全確保事業」を創設し、ブロック塀等の耐震化を促進する。

事業の対象となる避難路等は、次の道路とする。

- 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月1日時点）に定められた第1次、第2次、第3次緊急輸送道路
- 耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づく道路として促進計画で指定する道路
- 通学路
- 出雲市地域防災計画で定める避難路

【ブロック塀等の安全確保事業の概要】(国の補助制度の変更等により今後変更する場合あり)

概 要	地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、避難路等の通行者の安全を確保することを目的に、国の交付金等を活用し、ブロック塀等の撤去等に要する費用の一部を助成する。
対象者	次の塀を撤去する者 又は 次の塀を撤去し安全な塀等を新設する者 撤去する塀：以下の全てに該当するブロック塀等 ア 危険性の高いもの イ 促進計画で定める避難路等に面しているもの
助成額	①又は②のどちらか低い額の3分の2以内の額 (264千円を上限とする。) ①既存の塀の延長 (m) ×8万円/m ②総事業費 (除却費+建替え費)